

健康経営

「社員健康が企業の経営力を高める」

八重山建設産業団体連合会 会長 米盛 博明

Let's
健康おきなわ21

③0
Vレ-エッセイ

労働安全衛生法
(以下、安衛法)
では、働く者の健康を守ることは事業者の責務であるとして、働く方々の一人ひとりがかけがえのない存在であり、その健康の維持・管理

理に関して事業者は積極的に関わりなさいと言っています。

この安衛法により、各事業者は働く者の健康状況を把握するため1年以内ごとに1回定期健康診断を行うことが義務付けられています。その定期健康診断の結果、何らかの異常の所見が認められることを「有所見」と言い、通常、医師からの要経過観察、要治療、要再検査などの指示(判定)が行われます。そして事業所は、異常所見があると診断された従業員については生活習慣の改善を促したり、再検査を受けるよう指導しなければなりません。

また従業員が50人以上いる職場は、この定期健康診断結果を所轄の労働基準監督署(以下、労基署)に報告する義務があり、これを受けて各労基署は年に一度、管内の「有所見率」を公表

しています。この有所見率についてはショッキングな数字があります。平成20年の全国平均の有所見率は54.1%、つまり働く者の半数以上が健診の結果、何らかの異常が指摘されています。これ自体も驚くべき数字ですが、沖縄県の割合はさらに高く64.7%と7年連続全国1位ストロクとなっています。

八重山地区はどのくらい、さらに高く72.86%という、まさに異常といつべき結果が出ています。

この有所見には生活習慣を変えさせれば改善につながる生活習慣病などもありますが、脳・心臓疾患といつ二歩間違えば命を落としかねないような重大な疾患も高水準にあると指摘されていて、まさに憂い状況です。

従業員が健康に不安を抱えて働くのではなく健康に「キキ」と働くことで個人の能力を最大限に発揮し、労働生産性が向上し、ゆめゆめは企業の利益に結び付くことが期待できる。これを「健康経営」と言います。この考え方は1980年代

のアメリカで提唱されたもので、「社員が健康になることが収益性の優れた企業を作る」を意味し「ケルシ-カンパニー」とも言われています。

八重山地区で働く者の、異常とも言える健康状態の悪化を示す数字を見て、この健康経営の思想を一日でも早く各事業者の皆さんが取り入れて欲しいと思います。

なお、沖縄県保健医療部健康長寿課の委託事業で、①職場の健康力アップ支援事業②がんひめこそびら表彰(事業所部門)③沖縄県企業の健康経営事例集等があり、健康経営の手法の促進を図っています。

既に八重山地区で受賞を受けた事業所もあり、現在も①の事業を活用している事業所もあります。ぜひ利用してみたいかがでしょうか。

※「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。



けんぞう君
沖縄県民の健康を増進するため
一歩に頑張るキャラクターです

「Let's健康おきなわ21」は、八重山地区健康おきなわ21推進会議の構成機関・団体が「沖縄県の長寿復活に関する記事」を投稿しています。

八重山日報
平成30年1月5日(土)